

静岡県立大学短期大学部内部質保証規程

平成19年4月1日 規程第126号

改正 令和2年4月1日

改正 令和3年6月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学短期大学部（以下「本学」という。）学則第1条の2に基づき、本学の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価し、改善していくこと（以下「内部質保証」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(質保証委員会)

第2条 内部質保証を実施するため、本学に、質保証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(内部質保証の項目)

第3条 内部質保証の対象は、次の各号に掲げる項目のとおりとする。

- (1) 本学の理念及び目的に関すること。
- (2) 内部質保証体制に関すること。
- (3) 教育研究組織に関すること。
- (4) 教育課程・学習成果に関すること。
- (5) 学生の受入れに関すること。
- (6) 教員・教員組織に関すること。
- (7) 学生支援に関すること。
- (8) 教育研究等環境に関すること。
- (9) 社会連携・社会貢献に関すること。
- (10) 大学運営・財務に関すること。
- (11) その他委員会が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる項目に係る詳細については、委員会が定める。

3 第1項に掲げる項目又はその内容のうち中期計画又は年度計画の実施状況と重複する部分については、中期計画又は年度計画の実績報告を内部質保証に活用することができる。

(第三者による評価)

第4条 委員会は、前条第1項に掲げる項目について行った内部質保証の実施状況に関し、第三者の評価を受けるものとする。

(内部質保証の公表)

第5条 委員会は、内部質保証の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委員会の提言に対する対応)

第6条 学長は、委員会から提言を受けた場合には、その内容に基づく改善に取り組むものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、内部質保証に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。